

特別加入に関する変更届 当 SR センターで取りまとめて提出します。

該当するものを○で囲んでください。

14日前から提出可能です。

- *代表者変更・業務内容変更・一部脱退・追加加入
- *初めての特別加入、又は0人になっていた事業場にあらためて特別加入する場合には「変更届」ではなく「特別加入申請書」になります。

様式第34号の8 (表面)

労働者災害補償保険 特別加入に関する変更届 (中小事業主等及び一人親方等)
特別加入脱退申請書

横票種別 **36241**

特別加入の承認に係る事業

府 県 所管 管 轄 基 幹 番 号 枝 番 号

労働者災害補償番号 **1 3 3 0 1 9 9 0 6 7 1 × × ×**

事業の名称 **佐々木スポーツ株式会社**

事業場の所在地 **千代田区東京ドーム1-1-1 東京ドームビル2階**

※裏面の注意事項を読んでから記載してください。 ※印の欄は記載しないでください。(職員が記載します。)

※受付年月日 7 平成 年 月 日

今回の変更届に係る者 合計: 4人
内訳 (変更: 2人, 脱退: 1人, 加入: 1人)

変更年月日	変更を生じた者のフリガナ氏名	中小事業主又は一人親方との関係(地位又は続柄)	業務又は作業の内容
平成××年 7月 1日	サトウ ジロウ 佐藤 二郎	取締役	業務又は作業の内容
昭和52年 4月 5日	変更後のフリガナ氏名	本人 3 役員 5 家族従事者	業務又は作業の内容
平成××年 7月 1日	オカダ サブロー 岡田 三郎	業務又は作業の内容	業務又は作業の内容
昭和52年 10月 10日	変更後のフリガナ氏名	本人 1 役員 3 役員 5 家族従事者	業務又は作業の内容
異動年月日	ササキ イチロウ 佐々木 一郎	昭和41年 8月	業務又は作業の内容
異動年月日	フリガナ氏名	年月日	業務又は作業の内容
特別加入予定者	業務又は作業の具体的内容	除染作業	特定業務・給付基礎日額
異動年月日	鈴木 五郎	1 有 3 無	業務
昭和53年 5月 5日	変更後のフリガナ氏名	本人 1 役員 3 役員 5 家族従事者	業務
異動年月日	フリガナ氏名	年月日	業務
異動年月日	フリガナ氏名	年月日	業務

すでに特別加入していた人が取締役から代表取締役になった。

業務又は作業の内容に変更があった。

一部の特別加入者が、退任・退職し、特別加入の必要がなくなった。

特別加入者を追加したい場合。
*承認日にご注意ください。

○で囲んで

規格印を押印してください。

脱退申請の場合

以下の*欄は、承認を受けた事業に係る特別加入者の全員を特別加入者でないこととする場合に限って記載すること。

*申請の理由(脱退の理由)

*脱退を希望する日(申請日から起算して14日以内)

年月日

上記のとおり 変更を生じたので届けます 特別加入脱退を申請します

平成××年 6月 30日

東京 労働局長 殿

101 - 00×× 電話番号 03 - 9999 - 9999

千代田区東京ドーム1-1-1 東京ドームビル2階

事業主の氏名 佐々木スポーツ株式会社 代表取締役 佐々木 一郎 印

(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

東京SR経営労務センター 03-3264-0751

事業主印を押印ください。(1枚提出です。)

*変更届【一部脱退】は、速やかに提出して下さい。提出が遅くなると証明書類等の添付書類が必要になります。*役員会議事録・登記簿謄本・健康保険資格喪失確認通知書・死亡届等のコピー等
*代表者が特別加入をしない場合には、「理由書」の添付が必要です。

特別加入者についての業務上外の認定は、「特別加入申請書」に記載された業務又は作業の内容、所定労働時間を基に判断されます。

特別加入者の業務遂行性について

- 「特別加入申請書」に記載された所定労働時間内において、特別加入の申請にかかる事業のためにする行為（事業主の立場において行う事業主本来の業務を除く。）及びこれに直接附帯する行為（生理的行為、準備・後始末行為等）を行う場合について認められます。
 - ※ 事業主の立場において行う事業主本来の業務（法人等の執行機関として出席する株主総会、役員会、事業主団体等の役員、構成員として出席する事業主団体の会議、得意先の接待等）については業務遂行性が認められません。
 - ※ 経営、統括、管理、総括等の業務内容は、労働者と同等の業務と認められず承認を受けることは出来ません。
 - ※ 建設の現場労災では、事務・営業・設計・経理等の事務所労災に該当する業務内容は対象になりません。また、建設の事務所労災では、工事など建設にかかる業務は対象になりません。
- 時間外労働については、当該事業場の労働者が時間外労働を行っている時間の範囲内（準備・後始末行為を含む。）において業務遂行性が認められます。
- 出張中において、当該事業の運営に直接必要な業務（事業主の立場において行う本来の業務を除く。）については、労働者に準じて判断される。ただし、懇意的な行為、積極的な私的行為等については認められません。

特別加入者の業務起因性について

- 労働者の場合に準じて判断されます。

通勤災害について

- 特別加入者も労災保険法上における通勤災害の保護の対象となります。

所定労働時間について

- 法定労働時間（1日8時間、1週40時間）を超えているものは、承認を受けることが出来ません。
 - ※ 所定労働時間・休憩時間については、時間を明記してください。
（例：9時00分から18時00分 休憩12時00分から13時00分）

- フレックス制等、変形労働時間制を採用している場合には、協定書を添付しなければなりません。

支給制限について

- 労働保険料を滞納している期間中に特別加入者が災害を受け、給付申請を行っても給付が制限されます。